

徳島労働局発表
平成28年4月19日

担
当

徳島労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 佐藤 真理子
雇用環境改善・均等推進監理官
渡辺 敬太
雇用環境改善・均等推進指導官
米積 司訓
電話 (088) 652-2718

GW 休暇、最長は「11連休」(昨年度より3日増) 「通算した連続休暇日数」は平均6日と前年5.3日より増加 ～ 平成28年ゴールデンウィーク期間中における 連続休暇の予定状況調査結果 ～

【調査結果のポイント】

- ・「連続休暇日数」の平均値は5.1日で昨年(5.3日)より微減
製造業は6.7日で昨年より増加(昨年5.3日)する一方、非製造業で3.4日
(昨年度5.3日)と減少
- ・年間カレンダーによる営業日の調整や休日の振替、年次有給休暇取得奨励など休
暇取得促進に何らかの取組を行っている事業場は全体で7割(27年4割)、製造業
で9割(27年6割)、非製造業で4割(27年2割)と昨年より増加

徳島労働局(局長 飯野 弘仁)では、県内20事業場の平成28年のゴールデンウィーク期間中の3日間以上の連続休暇実施予定について調査し、その結果を取りまとめた。(別紙参照)

その結果、全体の連続休暇日数の平均値は5.1日(昨年5.3日)と減少したものの、通算した連続休暇日数の平均値は6.0日(昨年5.3日)と増加。また、最も長い連続休暇日数は11日(昨年8日)と増加したが、暦の関係からか連続休暇が4日以上の実施率の割合は50.0%(昨年95.0%)と減少している。しかしながら、年間カレンダーによる営業日の調整や休日の振替、年次有給休暇取得奨励など休暇取得促進に何らかの取組を行っている事業場数は14事業場(昨年8事業場)と増加している。

徳島労働局では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を図る観点からも、国民の祝日が集中しているゴールデンウィーク期間中などに、休日と併せ、「年次有給休暇の計画的付与制度」(別紙※)などを積極的に活用して、まとまった連続休暇の実施を引き続き啓発していくこととしている。

1 調査対象

県内 20 事業場（製造業 10、非製造業 10）

2 調査対象期間

平成 28 年 4 月 16 日から同年 5 月 15 日までの間

3 連続休暇の定義

3 日以上連続した休日・休暇を連続休暇とした。

連続休暇は、休暇が連続する場合を「連続した」、出勤のため一時中断し連続しない場合を「通算した」とした、以下の方法により集計した。

<p>◎連続休暇が 1 回の場合 出出出[休休休休休休休]出出出 連続休暇、「通算した」連続休暇日数ともに 7 日とカウント</p> <p>◎連続休暇が 2 回の場合 出出[休休休]出出[休休休休]出出 連続休暇は 4 日（長い方の日数）でカウント 「通算した」連続休暇は 7 日（3 日 + 4 日）とカウント</p>
--

4 調査結果

(1) 休暇日数の状況

	3 日以上の 連続休暇実 施割合(%)	連続休暇日 数の平均値 (日)	「通算した 連続休暇」 日数の平均 値(日)	最長連続 休暇日数 (日)	4 日以上の 連続休暇事 業場割合 (%)	7 日以上の 連続休暇取 得割合 (%)
製造業	100 (100)	6.7 (5.3)	6.7 (5.3)	11 (8)	90.0 (90.0)	60.0 (20.0)
非製造	100 (100)	3.4 (5.3)	5.2 (5.3)	7 (8)	10.0 (100)	10.0 (10.0)
全体	100 (100)	5.1 (5.3)	6.0 (5.3)	11 (8)	50.0 (95.0)	35.0 (15.0)

() 内は、平成 27 年の調査結果

(2) 連続休暇取得への配慮の状況

年間カレンダーによる営業日の調整や休日の振替、年次有給休暇取得奨励など
休暇取得促進に何らかの取組・・・14 事業場

その内、個人ごとに年次有給休暇制度等の休暇制度活用の奨励・・・4 事業場

↓
全て非製造業

※年次有給休暇の計画的付与

付与された年次有給休暇の日数のうち、5 日を超える部分について、あらかじめ 労使協定により付与日
を定め、計画的に有給休暇を取得できるようにするもの（労働基準法第 39 条第 6 項）。